

陸前高田市脱炭素先行地域パートナー事業者選定公募型プロポーザルに関する質問回答について

No.	質問の内容	回答
1	本プロポーザルの目的に、（環境省の）脱炭素先行地域の選定を目指していると思いますが、（同省の）重点対策加速化事業や他省庁の補助事業なども視野に入れて、「脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進する」という方向性でよろしいでしょうか？	はい、その考え方で結構です。
2	パートナー事業者の業務内容に「脱炭素先行地域選定後の共同実施」とありますが、提案内容の実現にあたって引き続き事業の実行・構築フェーズでも関与できるという理解でよろしいでしょうか？	本プロポーザルにおいてパートナー事業者として選定された事業者については、協定を締結し、実施要領に記載された業務内容を共同で進めていくという理解で間違いありません。
3	パートナー事業者の業務に関する費用について、脱炭素先行地域への選定後の事業実施は「事業内容や体制に応じて、国からの交付金交付の後、補助金の交付等を想定している」とありますが、例えば補助金が3分の1の場合、残りの3分の2は当該事業の発注者が負担することでよろしいでしょうか？	基本的にはその理解で間違いありませんが、提案した地域以外（例えば市内全域）に事業を展開する必要があるものについては、その限りではありません。
4	陸前高田市には地域電力が設立されていますが、脱炭素先行地域の選定後の事業に取り組むにあたって地域電力との連携は可能でしょうか？	事業者との合意形成が図られるようであれば、連携は可能と考えます。
5	脱炭素先行地域の業務提案資料の作成にあたっては、市内全域を対象とするのは難しいと思いますので、特定の地域での提案を想定しておりますが、市として取り組んだ方がよいと思う基準等がありますでしょうか？	市としての基準等は特にありませんが、国の示す「脱炭素先行地域募集要領（第2回）」に記載があるとおり、脱炭素先行地域の範囲は、全域、行政区、中心市街地、集落等の一定のまとまりを持つ既成の範囲に基づくものが原則で、地理特性や気候風土等に応じたものと記載されているため、本市の地理的特性等を考慮した提案が必要と考えます。
6	脱炭素先行地域の計画提案書作成にあたり、これまで陸前高田市で調査されてきた既存の再エネ賦存量や再エネポテンシャルのデータをご提供いただくことは可能でしょうか？	6～8の質問事項については、本市が脱炭素先行地域に選定されるため申請書への記載が必須となる事項であることから、本プロポーザルにおいて、パートナー事業者へ選定されたのちに可能と考えます。
7	脱炭素先行地域の計画提案書作成にあたり、可能な範囲（特に公共施設等）の電力使用量をご提供いただくことは可能でしょうか？	
8	脱炭素先行地域の計画提案書作成にあたり、市関係者や市民との合意形成が重要と思いますが、申請前にパートナー事業者との接点を設けていただけますでしょうか？	
9	既に国等の補助金を受けて取得した財産（例えば、小中学校の太陽光発電設備やグリーンモビリティなど）を今回の業務提案資料の脱炭素化に関する取組として織り込んでよろしいでしょうか？（業務として活用することを提案してよろしいでしょうか？） また、脱炭素先行地域の選定後の事業において活用する場合、当該所有者から執行団体へ事前に確認していただくことは可能でしょうか？	市が既に取り組んでいる事業（小中学校の太陽光発電設備、グリーンスローモビリティ等）については、本市の課題等を解決するために導入しているものであり、活用の提案は可能です。また、選定後に活用する場合にあっては、脱炭素先行地域への申請前に協議が必要であると考えます。